

採石法における申請に対する処分についての審査基準

第1 採石業者の登録

1 登録申請に必要な書類及び記載事項

(1) 登録申請書

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- イ 事務所の名称及び所在地並びにその事務所に置く採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）の氏名
- ウ 法人にあっては、その業務を行う役員の氏名

(2) 誓約書

個人又は法人及び法人の業務を行う各役員が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

- ア 採石法（以下「法」という。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- イ 法第32条の10第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ウ 法第32条の登録を受けた者（以下「採石業者」という。）であって法人であるものが第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

- オ 法人であって、その業務を行う役員のうちに上記4項目の一つに該当する者があるもの

- カ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(3) 業務管理者の合格証の写し

(4) 業務管理者の誓約書

業務管理者が次に掲げる登録拒否の要件に該当しないことを誓約する書面

- ア 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- イ 法第32条の10条第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- ウ 採石業者であって法人であるものが法第32条の10第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその採石業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- エ 暴力団員等

(5) 業務管理者の住民票

(6) 業務管理者の雇用を証する書面

業務管理者が従業員である場合には、雇用していることを証明することができる書面。官公署その他これに準ずる団体が発行している証明書等（社会保険の被

保険者証の写し・雇用保険の決定通知書の写し・源泉徴収票等)。

(7)法人にあっては、その法人の登記事項証明書

(8)申請者（申請者が法人である場合には、その法人の業務を行う役員）及び事務所に置く業務管理者の生年月日を証する書面

2 登録申請書若しくは添付書類に重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、登録を拒否する。

第2 業務管理者の認定

業務管理者試験に合格した者と同等以上の知識および技能を有すると愛知県知事が認定した場合になされるものである。

第3 岩石採取計画の認可

1 認可申請に必要な書類と記載事項

(1) 岩石採取計画認可申請書

ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ 登録の年月日及び登録番号

ウ 岩石採取場の区域

①所在地（地番まで表示すること。）、実測面積を記載すること。

②区域内の各筆につき、地番、地目、台帳面積、所有者等の氏名、権利の種類を表示すること。

エ 採取をする岩石の種類及び数量並びにその採取の期間

①採取をする岩石の種類ごとの数量及びこれらを合計した数量をそれぞれトン単位で記載すること。

②土量計算書を添附すること。

③数量は、土量計算書により求められた体積より、推定される表土を控除したものの、標準的な比重を乗じ、重量（トン）で表示すること。

④期間は「愛知県岩石採取認可期間を定める要領」の定めるところによる。

オ 岩石の採取の方法及び岩石の採取のための設備その他の施設に関する事項

下記項目について具体的に記載すること。

①岩石の採掘

・採掘方法（露天掘り、坑内掘りの別）

露天掘りの場合（グローリーホール採掘、傾斜面採掘、階段掘り採掘等の別）

・採掘手段（手掘り、機械掘りの別）

機械掘りの場合（機械の名称、能力、台数等）

・火薬（使用の有無）

使用の場合（種別、年間使用予定量等）

②岩石の破碎選別

・破碎選別の有無

選別を行う場合（手選、機械破碎選別の別）

機械選別の場合（機械の名称、能力、台数等）

③岩石の洗浄

・岩石の洗浄の有無

洗浄を行う場合（使用する水量：1日当たりの平均的な水量）

④岩石の運搬

・原石、製品及び廃土又は廃石等の運搬機械（機械の名称、能力、台数等）

下記の図面等を添付すること。

①「現況図」、「採取計画平面図」、「防災計画平面図」、「排水系統図」等表示

の目的にあわせた図面

②採掘の規格を表示した図面

③火薬類の保安責任者であることを示す書類

④選別設備のフロー図

⑤採取場の全景、切羽、汚濁水流出防止施設、破碎選別施設の写真

⑥工程表

カ 岩石の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項

下記項目について具体的に記載すること。

①岩石採取場の周囲の概況

②次に掲げる事項について、予想される災害の態様、災害が及ぼす範囲及び災害の防止のための措置を記載すること。

・岩石の採掘

・発破

・岩石の破碎選別

・岩石の洗浄等による汚濁水の処理

・廃土又は廃石のたい積処理

・採取跡

下記の書類を添付すること。

①岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面に、採取場の区域界から300メートルの範囲を記入したもの

②発破の規格を示す図面

③調整池、沈砂地、排水路の構造を示す図面

④構造物を設置するときは、その詳細図及び安定計算書

⑤調整池、沈砂地等の容量の決定に関する水理計算書

⑥申請区域の全体計画を示す図面及び緑化に関する計画を記載した図面

キ 岩石の賦存の状況

ク 採取をする岩石の用途

製品別の内訳及び主な仕向け先について記載する。

ケ 廃土又は廃石のたい積の方法

下記項目について具体的に記載すること。

- ① たい積の方法
 - ② たい積場の設置場所
 - ③ 傾斜面のこう配等
- (2) 岩石採取場の位置を示す縮尺 5 万分の 1 の地図
- (3) 岩石採取場及びその周辺の状況を示す図面
- (4) 掘削に係る土地の実測平面図、実測求積図
- (5) 掘削に係る土地の実測縦断図及び実測横断図に当該土地の計画地盤面を記載したもの。
- (6) 採石業の登録を受けていることを示す書面
- (7) 岩石採取場を管理する事務所の名称及び所在地、当該事務所の業務管理者の氏名並びに当該業務管理者が当該岩石採取場において認可採取計画に従って岩石の採取及び災害の防止が行われるよう監督するための計画を記載した書面
監督計画には上記のほか下記の事項について記載すること。
 - ①事務所の電話番号
 - ②業務管理者の住所、合格証番号、1日の標準監督時間
 - ③採取場の操業時間、従業員の配置、災害防止のための業務内容次の書面を添付すること。
 - ①業務管理者の合格証の写し
- (8) 岩石採取場で岩石の採取を行うことについて申請者が権原を有すること又は権原を取得する見込みが十分であることを示す書面
 - ア 自己の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）
 - イ 他人の土地であるときは、当該土地の登記事項証明書（原本と同一であることが認められれば写しでも可とする）、契約書又は同意書の写し、国有の土地を含むときは占有許可書等の写し
 - ウ 公団の写し（土地整理図）
- (9) 岩石の採取に係る行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面
 - ア 砂防法、森林法、自然公園法、都市計画法、農地法等が適用される場合は、その許可書又は許可申請書の写し
 - イ 水洗選別施設につき、騒音規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等が適用される場合は、その届出書又は受理書の写し
- (10) 岩石採取場からの岩石の搬出の方法及び当該岩石採取場から国道又は県道にいたるまでの岩石の搬出の経路を記載した書面
製品の搬出について、下記の事項を記載すること。
 - ①1日の平均的な搬出量
 - ②搬出延べ回数
 - ③使用するダンプ・トラック等の積載量
 - ④搬出に際して行う措置（進入路の整備、洗浄施設等）

国道又は県道に至るまでに私道を通行する場合には、下記書面を添付すること。

①当該道路を通行する権原を有することを証する書面等

(1 1) 採取跡における災害の防止のために必要な資金計画を記載した書面

以下の事項を記載すること

①災害防止工事に必要となる費用及びその内訳

②資金確保の方法及び計画

(1 2) その他参考となる事項を記載した図面又は書面

2 認可の基準

認可申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくは他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

なお、当該認可申請に係る岩石採取計画の内容が、別添の愛知県岩石採取計画技術審査基準に適合するものであること。

第4 岩石採取計画の変更認可

1 変更認可申請に必要な書類と記載事項

(1) 変更認可申請書

(2) 新規申請の場合に必要とされる書面又は図面のうち、採取計画の変更により記載内容の変更を必要とするものを添付すること。

2 認可の基準

変更認可申請があった場合において、当該申請に係る採取計画に基づいて行う岩石の採取が他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は農業、林業若しくは他の産業の利益を損じ、公共の福祉に反すると認めるときは、認可はできない。

なお、当該変更認可申請に係る岩石採取計画の内容が、別添の愛知県岩石採取計画技術審査基準に適合するものであること。

3 軽微な変更

法第33条の5第1項ただし書の軽微な変更は次のいずれかに該当する場合とし、計画を変更しようとする場合は、あらかじめ軽微な変更届書を提出すること。なお、軽微な変更届書には、認可された申請書等に添付した図面又は書面のうち記載内容の変更となったものを添付しなければならない。

(1) 採石業務管理者を変更するとき。

(2) その他の軽微な変更と認められる計画の変更。